

**(案) 枚方市の介護予防・日常生活支援総合事業**

# うーんと伸ばそう健康寿命



# (案)

## 介護予防・日常生活支援総合事業の目的・構成

- ① 増加する高齢者の多様な介護予防・生活支援ニーズに対応し、市の実情に応じた独自の多様なサービスを豊富に創出し提供
- ② 要支援者から元気高齢者まで分け隔てなく、切れ目なくサービスを提供できるようにすることで、自立することへの意欲を喚起
- ③ 市独自のサービス基準を設け、人材の流動性と有効活用を促進することにより、介護人材の不足を解消
- ④ 市独自の事業報酬を定め、適切にサービスを評価することで、将来にわたり健全で持続可能な介護保険制度を確立

### (1) 介護予防・生活支援サービス事業

- 対象者は、要支援者に相当する方
  - ① 要支援 1・2 の新規認定を受けた方
  - ② 要支援 1・2 の更新認定を受けた方
  - ③ 基本チェックリストで事業の対象者と判定された方
  - ④ 要支援 1・2 の認定を受けている方で、事業の利用を希望する方

事業	内容
訪問型サービス	要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供
通所型サービス	要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供
その他の生活支援サービス	要支援者等に対し、リハビリ専門職の関与による自立意欲の喚起、栄養改善を目的とした管理栄養士による指導等を提供
介護予防ケアマネジメント	要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメント

#### (介護予防・生活支援サービス体制整備事業)

要支援者等に相当する方の必要とする、住民主体による各種の多様なサービスが適切に提供されるよう、地域ケア会議等を通じて、地域に不足する資源を把握し、地域包括支援センターと連携して、サービス基盤となる資源の開発・発掘・育成を推進

### (2) 一般介護予防事業

- 対象者は、第 1 号被保険者の全ての方、その支援のための活動に関わる方
- ひらかた元気くらわんか体操を中心に様々な介護予防事業を展開することで、体操・活動の場の拡充を図る。

事業	内容
介護予防把握事業	収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる(基本チェックリストの活用)
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う (ひらかた元気くらわんか体操の普及、心の健康・からだの健康まつりの実施等)
地域介護予防活動支援事業	住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う(ひらかた元気くらわんか体操の継続支援)
一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行う
地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場、ひらかた元気くらわんか体操の評価等へのリハビリ専門職等による助言等を実施

# サービスの類型(サービス事業における国ガイドライン)

## 訪問型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービス A (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービス B (住民主体による支援)	④訪問型サービス C (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービス D (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース</li> <li>●以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等</li> </ul> ※状況等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●体力の改善に向けた支援が必要なケース</li> <li>●ADL・IADL の改善に向けた支援が必要なケース</li> </ul> ※3～6ヶ月の短期間で行う	<ul style="list-style-type: none"> <li>●訪問型サービス B に準じる</li> </ul>	
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

# サービスの類型(サービス事業における国ガイドライン)

## 通所型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 通所型サービスは、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービスを想定。

基準	現行の通所介護相当	多様なサービス		
サービス種別	①通所介護	②通所型サービス A (緩和した基準によるサービス)	③通所型サービス B (住民主体による支援)	④通所型サービス C (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動など、 自主的な通いの場	生活機能を改善するための 運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース</li> <li>●「多様なサービス」の利用が難しいケース</li> <li>●集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで、改善・維持が見込まれるケース</li> </ul> ※状況等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	●状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		●ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース  ※3～6ヶ月の短期間で行う
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 ＋ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)



# (案) 枚方市の訪問型サービスの概要(サービス事業)

	現行のサービス相当	訪問型サービス A	訪問型サービス B	訪問型サービス C は、その他の生活支援サービス「リハ職訪問通所指導事業」	訪問型サービス D
	予防訪問事業	生活援助訪問事業	活動移動支援事業		通院等 移動支援事業
サービス説明	訪問介護事業所の訪問介護員等※1 が提供する身体介護等のサービス	法人(団体)等の生活支援員※2 が提供する生活援助サービス	法人(団体)の登録・会員等が提供する生活支援サービス		訪問介護事業所の訪問介護員等※1 が提供する移動支援サービス
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 掃除や整理整頓</li> <li>● 生活必需品の買い物</li> <li>● 食事の準備や調理</li> <li>● 衣類の洗濯や整理</li> <li>● 薬の受け取り</li> <li>■ 入浴の介助や見守り</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 掃除や整理整頓</li> <li>● 生活必需品の買い物</li> <li>● 食事の準備や調理</li> <li>● 衣類の洗濯や整理</li> <li>● 薬の受け取り</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 徒歩や公共交通機関を利用し、老人クラブ等の活動・参加場所までの移動支援</li> <li>● 介護保険の対象とならない簡単な家事支援(台所の換気扇の掃除等)</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 通院等の移動支援</li> </ul>
対象外のサービス	本人以外のためにすることや、日常生活上の家事の範囲を超えること。				
自己負担の目安 (1割負担の場合)	<b>【1か月あたり】</b> 週1回程度 1,252 円 週2回程度 2,493 円 週3回程度 3,963 円 ※ 初回時には加算あり	<b>【1か月あたり】</b> 週1回程度 740 円 週2回程度 1,490 円 ※ 初回時には加算あり	<b>【1回あたり】</b> 法人(団体)が定める自己負担額 ※1 人あたり月 16 時間まで		<b>【1回あたり】</b> 片道 100 円

※1 訪問介護員等とは、介護職として働く上で基本となる知識や技術を習得している介護福祉士・介護職員初任者研修等の資格を有する者

※2 生活支援員とは、訪問介護員等とは異なり、市独自の研修を受講した者

# (案) 枚方市の通所型サービスの概要(サービス事業)

	現行のサービス相当	通所型サービス A		通所型サービスB	通所型サービスCは、その他の生活支援サービス「リハ職訪問通所指導事業」
	予防通所事業	緩和通所事業	教室型通所事業	住民運営通所事業	
サービス説明	通所介護事業者による通いサービスの提供	通所介護事業所等の併設施設での通いサービスの提供	フィットネススタジオやプール等のスポーツ施設での通いサービスの提供	施設や病院等の空きスペースを活用した住民主体の通いサービスの提供	
サービス内容	生活機能の向上のための機能訓練または、入浴介助(見守り)	ひらかた元気くらわんか体操、レクリエーション、食事など			
送迎	自宅から施設の間の送迎あり	本人の希望等を勘案し、必要に応じて送迎する	巡回バス等による送迎のある施設と送迎のない施設が混在		
自己負担の目安 (1割負担の場合)	【1か月あたり】 週1回程度 1,725 円 週2回程度 3,532 円	【1か月あたり】 (送迎ありの場合) 週1回程度 1,030 円 週2回程度 2,110 円 (送迎なしの場合) 週1回程度 701 円 週2回程度 1,790 円	【1か月あたり】 (送迎ありの場合) 週1回程度 630 円 (送迎なしの場合) 週1回程度 600 円	【1回あたり】 運営主体が定める自己負担額	

※ 通所型サービス A の場合、看護職員や機能訓練指導員、生活相談員等を配置していません。  
ただし、入浴サービスを提供する場合(緩和通所事業)については、看護職員の配置があります。

## (案) 枚方市のその他の生活支援サービスの概要(サービス事業)

	管理栄養士派遣指導事業	管理栄養士派遣指導セット事業	リハ職訪問通所指導事業	リハ職行為評価事業
サービス対象者	体重の減少や増加がある人 低栄養が疑われる人 食事や調理・買物への意欲が低下している人 など	体重の減少や増加がある人 低栄養が疑われる人 食事や調理・買物への意欲が低下している人 など	体力の改善に向けた支援が必要な人 健康管理の維持・改善が必要な人 閉じこもりに対する支援が必要な人 など	サービス利用時等にリハ職による動作や行為の評価を実施することで、自立を支援できる人 など
サービス内容	管理栄養士による介護予防を目的とした訪問等による栄養改善	管理栄養士による介護予防を目的とした訪問等による栄養改善と調理等スタッフの派遣	リハビリテーション専門職による訪問指導と通所指導を組み合わせた短期集中の機能向上を目的としたサービス	リハビリテーション専門職による動作や行為の評価から、具体的な支援方法や指導等の助言
実施方法	委託	委託	委託	委託

※ その他の生活支援サービスにおける自己負担はありません。

介護予防・生活支援サービス事業(訪問型サービス・通所型サービス・その他の生活支援サービス)の各事業におけるサービス提供期間は 6 か月とする。(本人の状態等、必要に応じて期間延長する場合は、地域ケア会議等における多職種からの意見を聴取すること。)

# (案) 枚方市の介護予防ケアマネジメント(サービス事業)

ケアマネジメント プロセス	利用サービス		サービス提供 開始月	2 か月目 (翌月)	3 か月目 (翌々月)	4 か月目 (3 か月後)	
原則的な ケアマネジメント	ケアプラン作成あり	予防訪問事業 生活援助訪問事業 通院等移動支援事業	サービス担当者 会 議	●			●
		予防通所事業 緩和通所事業 教室型通所事業	モニタリング等		●	●	● (面接)
		管理栄養士派遣指導事業 管理栄養士派遣指導セット事業	給 付 管 理	●	●	●	●
		リハ職訪問通所指導事業 リハ職行為評価事業	報 酬	430 単位 +300 単位  (7,811 円)	430 単位  (4,601 円)	430 単位  (4,601 円)	430 単位  (4,601 円)
簡略化した ケアマネジメント	ケアプラン作成あり	活動移動支援事業 住民運営通所事業	サービス担当者 会 議	▲ (必要時実施)			
			モニタリング等				●
			報 酬	400 単位	—	—	400 単位

※ 介護給付及び介護予防給付と同様に介護予防ケアマネジメントにおける自己負担はありません。

**(案)****枚方市の報酬加算(サービス事業)**

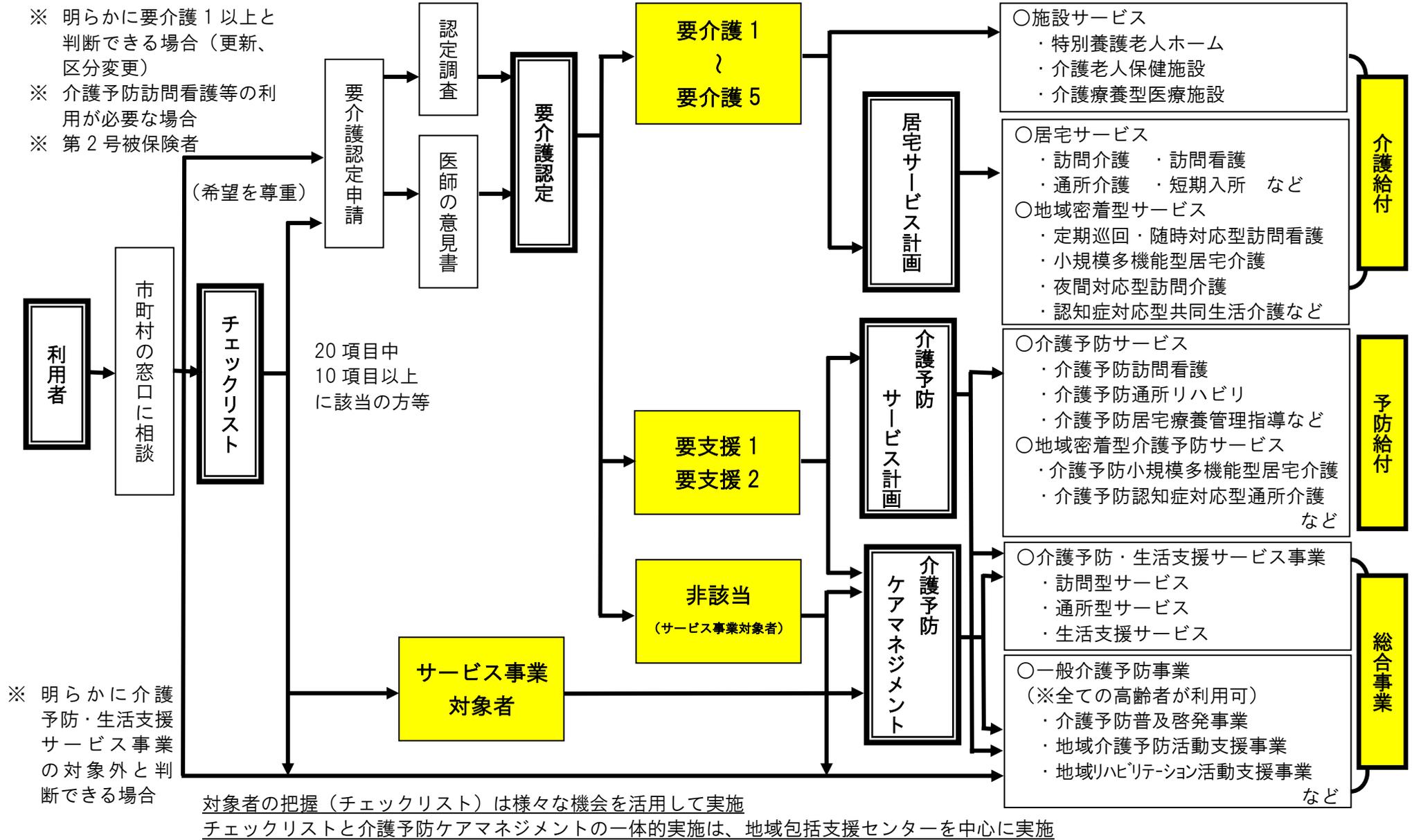
加算名称	内容	適用事業
初回加算Ⅰ	新規に訪問型サービス計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が、初回もしくは初回の訪問型サービスを行った日の属する月に、訪問型サービスを行った場合に算定 【加算単位:200 単位】	予防訪問事業
初回加算Ⅱ	新規に訪問型サービスを利用する利用者宅に複数の生活支援員が、初回もしくは初回の訪問型サービスを行った日の属する月に、訪問型サービスを行った場合に算定 【加算単位:100 単位】	生活援助訪問事業
生活機能向上 連携加算	利用者に対し、生活機能向上を目的とした訪問型サービス計画を作成し、管理栄養士派遣事業、リハ職訪問通所指導事業(その他の生活支援サービス)の専門職または理学療法士等と連携して訪問型サービスを行った場合に算定 【加算単位:100 単位(1 か月あたり)】	予防訪問事業 生活援助訪問事業
入浴加算	一時的に入浴介助(見守り)が必要な場合や、利用者が入浴を希望した場合に、通いサービスの施設内で入浴サービスを提供した場合に算定 【加算単位:50 単位(1 回あたり)】	緩和通所事業
介護職員 処遇改善加算	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届出たサービス提供事業所が、利用者にサービスの提供を行った場合に算定 【加算単位:国基準(所定単位数の 1000 分の 40 他)】	予防訪問事業 予防通所事業
生活機能向上 グループ活動加算	利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活のための活動を行った場合に算定 【加算単位:100 単位(1 か月あたり)】	予防通所事業
運動器機能向 上加算	利用者の運動器の機能向上を目的として個別に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持または向上に資すると認められるものを行った場合に算定 【加算単位:225 単位(1 か月あたり)】	予防通所事業

**(案)**

加算名称	内容	適用事業
栄養改善加算	低栄養状態にある利用者等に対して、低栄養状態の改善等を目的として、個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持または向上に資すると認められるものを行った場合に算定 <b>【加算単位:150 単位(1 か月あたり)】</b>	予防通所事業
口腔機能向上加算	口腔機能が低下している利用者等に対して、口腔機能の向上を目的として、個別に実施される口腔清掃の指導もしくは実施または摂食・嚥下機能に関する訓練の指導もしくは実施であって、利用者の心身の状態の維持または向上に資すると認められるものを行った場合に算定 <b>【加算単位:150 単位(1 か月あたり)】</b>	予防通所事業
選択的サービス複数実施加算	利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービスまたは口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合に算定 <b>【加算単位:480 単位または 700 単位(1 か月あたり)】</b>	予防通所事業
事業所評価加算	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た予防通所事業事業所が、利用者に対して通いサービスの提供を行った場合に算定 <b>【加算単位:120 単位】</b>	予防通所事業
サービス提供体制強化加算	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た予防通所事業事業所が、利用者に対して通いサービスの提供を行った場合に算定 <b>【加算単位:48 単位(要支援 1)、96 単位(要支援 2)】</b>	予防通所事業

# 介護サービス利用の流れ

- ※ 明らかに要介護 1 以上と判断できる場合（更新、区分変更）
- ※ 介護予防訪問看護等の利用が必要な場合
- ※ 第 2 号被保険者



- ※ 明らかに介護予防・生活支援サービス事業の対象外と判断できる場合

対象者の把握 (チェックリスト) は様々な機会を活用して実施  
チェックリストと介護予防ケアマネジメントの一体的実施は、地域包括支援センターを中心に実施

# ひらかた元気くらわんか体操(一般介護予防事業)

柔軟性の

## ラジオ体操第一

筋力向上・バランスアップの

## ロコモ体操

脳の刺激(瞬発力・認知症予防)の

## ひらかた体操

約 10 分でできるように効果的な体操3つをセット  
ラジオ体操第一は毎朝テレビやラジオで毎日できる!

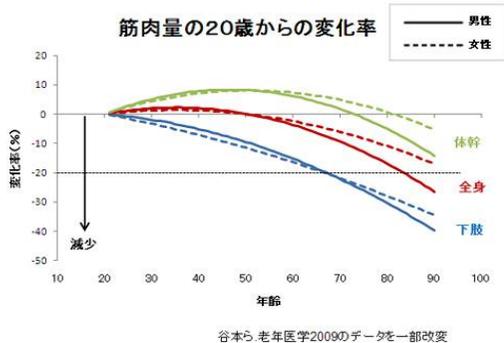
スタート支援として、体操の実技指導と体力測定を実施  
継続して実施しているグループには、半年後にも体力測定を実施

一人なら続かないけど、皆と一緒にできる!

いつもの集まりでセット体操を

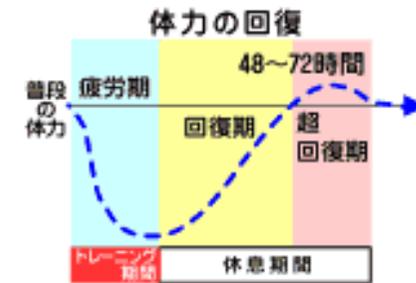
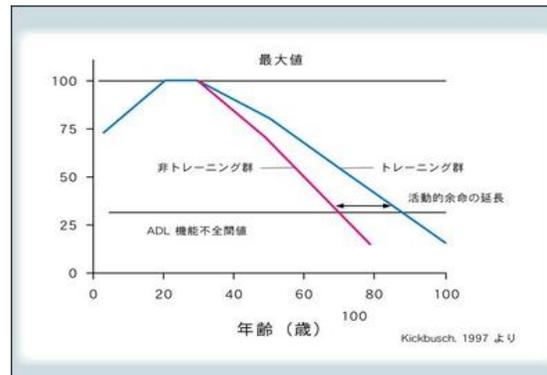
集まるために体操を

地域での集いの場



何歳になっても筋力は向上する!

何もしないと筋力は低下する。



筋力向上のための効果的な運動頻度

「ややキツイ」と感じる強さの運動を週 1 回(現状維持)  
もっと元気になりたい人は週 2~3 回

老化は足から...

下肢筋力は、早い時期から始まり最も低下しやすい。